

## 科学研究費助成事業「新学術領域研究（研究領域提案型）」の評価要綱

平成 22 年 5 月 13 日  
科学技術・学術審議会学術分科会  
科学研究費補助金審査部会決定  
平成 23 年 4 月 19 日一部改正  
平成 24 年 6 月 22 日一部改正  
平成 25 年 3 月 18 日一部改正  
平成 27 年 5 月 1 日一部改正  
平成 28 年 3 月 29 日一部改正  
平成 28 年 4 月 20 日一部改正

科学研究費助成事業「新学術領域研究（研究領域提案型）」の中間評価及び事後評価については、この評価要綱により行うものとする。

### 1 中間評価

#### (1) 中間評価の目的

- ① 対象となる研究領域の各研究課題の進捗状況を把握し、社会に対して明らかにするとともに、当該領域研究のその後の発展に資することを目的として行う。
- ② 各計画研究について、継続実施に係る可否を判断する。
- ③ 当該研究領域の研究成果を基に、更なる発展を目指す目的で、最終年度に新学術領域研究（研究領域提案型）に応募がなされた場合は、当該応募研究課題の審査のための資料として中間評価結果を提供する。

#### (2) 中間評価の実施体制

- ① 科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会（以下「部会」という。）において行う中間評価に係る調査は、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成 21 年 3 月 23 日研究振興局長決定）に定める「人文・社会系委員会」、「理工系委員会」、「生物系委員会」及び「複合領域委員会」（以下「各系委員会」という。）において行うものとする。
- ② 学術調査官は、中間評価において次に掲げる事項に関与するものとする。
  - ア 部会及び各系委員会に対して中間評価に関する情報を提供すること
  - イ 各系委員会が取りまとめる中間評価の調査結果の原案を作成すること
  - ウ 中間評価の結果が領域代表者に通知された後、領域代表者からの求めに応じて、評価結果の補足情報（個人が特定されるものを除く。）を提供すること
  - エ 各系委員会を進行すること

#### (3) 中間評価の時期及び方法

- ① 中間評価の時期は、研究領域設定後 3 年度目とする。

なお、部会が中間評価以降の進捗状況を改めて確認することが必要であると判断した場合は、翌年度に進捗状況確認を実施できることとする。
- ② 中間評価の方法は、書面評価、ヒアリング及び合議によるものとする。

#### (4) 中間評価の進め方

- ① 各系委員会は、中間評価を行う研究領域について、書面評価、ヒアリングを行った後、合議を行い中間評価の調査結果を決定する。
- ② 部会は、各系委員会の調査結果に基づき、合議により中間評価を決定する。

##### 〔書面評価、ヒアリングの進め方〕

- ① 各系委員会における書面評価、ヒアリングは、中間評価に係る公表用資料（別紙1）、中間評価報告書、領域計画書及び研究計画調書等をもとに行う。
- ② 各評価者は、「(5)① 研究領域全体に係る事項の評価に当たっての着目点」及び、計画研究については「(5)② 各計画研究に係る事項の評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、「(5)③ 評価基準」により評価を行う。

書面評価は、次のとおり行うこととする。原則として研究領域ごとに選定した2名程度の評価協力者に、評価意見書の作成を依頼する。また、各系委員会は、各系委員会に属する委員のうちから、担当委員を研究領域ごとに2名程度決定し、評価協力者の作成した評価意見書を参考とし、評価コメント票を作成する。

ヒアリングは、次のとおり行うこととする。

ア 実施時期： 9月～10月

イ 説明者： 領域代表者を含め計画研究の研究代表者及び研究分担者から3名以内

ウ 時間配分の目安

時間配分は、以下を目安とするが、効率的な運営のためにやむを得ない場合は、主査の判断により必要な範囲で増減することができる。

(a) 説明者（領域代表者等）からの研究経過等の説明 （事前質問事項に対する回答を含む）	15分	} 40分
(b) 質疑応答	20分	
(c) 審議及びコメントの記載	5分	

##### 〔各系委員会における合議の進め方〕

- ① ヒアリングを行った研究領域について、「(5)① 研究領域全体に係る事項の評価に当たっての着目点」及び、計画研究については「(5)② 各計画研究に係る事項の評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、総合的な判断の上、「(5)③ 評価基準<研究領域全体>及び<各計画研究>」により合議を行う。
- ② ヒアリング・合議審査を行った上で、当初の目的の達成が困難、大幅な計画の修正が必要、又は、計画研究の廃止等が必要であると判断された場合は、原則として、中間評価報告書の修正等を求め、再書面評価、必要に応じ、再ヒアリング又は現地調査を実施し、再評価を行う。再評価に当たっては、中間評価の当初の調査結果を踏まえ、「(5)② 各計画研究に係る事項の評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、総合的な判断の上、「(5)③ 評価基準<計画研究の再評価>」により、最終的な調査結果を決定する。なお、現地調査の実施については、別に定める。

#### (5) 評価に当たっての着目点等

##### ① 研究領域全体に係る事項の評価に当たっての着目点

###### (a) 研究の進展状況

- ・ 研究領域の設定目的に照らして、着実に研究が進展しているか。
- ・ 今後の研究推進上、問題となる点はないか。
- ・ 審査結果の所見において指摘を受けた事項へ適切な対応が図られているか。

**(b) 研究成果**

- ・研究領域の設定目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。（あげつつあるか。）
- ・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

**(c) 研究組織**

- ・研究組織は、研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。また、計画研究と公募研究の調和が保たれているか。
- ・若手研究者の育成が図られているか。

**(d) 研究費の使用**

- ・購入された設備等は有効に活用されているか。
- ・その他、研究費は効果的に使用されているか。

**(e) 今後の研究領域の推進方策**

- ・これまでの研究成果に照らして、今後の研究計画は適切なものとなっているか。

**(f) 各計画研究の継続に係る経費の適切性**

- ・各計画研究の研究推進状況について、(a)～(e)の各観点及び「(5)②各計画研究に係る事項の評価に当たっての着目点」に鑑み、継続して実施するに値するか。  
なお、組織変更等の大幅な計画変更がある場合は、必ず審査を行うこととする。
- ・予定している研究経費は適切であるか。また、各経費の必要性等が認められるか。

**② 各計画研究に係る事項の評価に当たっての着目点（〔 〕は再評価のみ適用）**

**（総括班）**

- ・〔中間評価の当初の調査結果を踏まえ、必要な体制等の見直しが行われているか。〕
- ・領域全体の研究方針の策定、企画調整、各計画研究及び公募研究の連絡調整、研究評価及び成果の発信等、領域の運営を適切に行い得る体制となっているか。
- ・領域の研究支援活動（研究領域内で共用するための設備・装置の購入・開発・運用、実験・資材の提供など）を行う場合には、効率的かつ効果的に行い得る体制となっているか。
- ・応募研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。〔また、再評価の場合には、応募研究経費の額が交付予定額と異なる場合においては、中間評価の当初の調査結果において認められた額を超えていないか。〕

**（国際活動支援班）**

- ・〔中間評価の当初の調査結果を踏まえ、必要な体制等の見直しが行われているか。〕
- ・領域が分野の特性に応じた国際展開を進めるとともに、国際的な研究者コミュニティを牽引するために、効果的な計画となっているか。
- ・領域の国際活動の支援を適切に行い、領域全体の活性化につなげる体制となっているか（研究領域内で成果を共有・還元する体制ができていないか。）。
- ・応募研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。〔また、再評価の場合には、応募研究経費の額が交付予定額と異なる場合においては、中間評価の当初の調査結果において認められた額を超えていないか。〕

**（その他の計画研究）**

**(a) 研究計画、研究方法の妥当性**

- ・当該研究領域の設定目的の達成に寄与できるものであるか。
- ・研究目的の設定に独創性が認められるとともに、具体的な目標が明確に設定されているか。
- ・研究計画、研究方法は適切であるか。〔中間評価の当初の調査結果を踏まえ、適切な見直

しがないされているか。]

- ・当該学問分野、関連学問分野の研究の発展に貢献が期待できるか。
- ・研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっているか。
- ・単なる個人研究ではなく、研究領域内で他の各研究課題と有機的に結びついたものとなっているか。

**(b) 研究組織、研究遂行能力の適切性**

- ・研究推進に十分貢献できる研究者により研究組織が構成されているか。
- ・[研究代表者を変更している場合、これまでに受けた研究費に対する成果等の状況を踏まえ、今回の研究計画においても着実な研究遂行が期待できるか。また、研究者のこれまでの研究業績に鑑み、所期の成果をあげることが期待できるか。]

**(c) 応募研究経費の妥当性**

- ・購入を予定している設備備品等は研究実施上必要なものであるか。
- ・応募研究経費の額が交付予定額と異なる場合においては、[中間評価の当初の調査結果において認められた額を超えていないか。また、]各経費の必要性等が認められるか。
- ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

**③ 評価基準**

**<研究領域全体>**

評 点	評 価 基 準
A +	研究領域の設定目的に照らして、期待以上の進展が認められる
A	研究領域の設定目的に照らして、期待どおりの進展が認められる
A -	研究領域の設定目的に照らして、概ね期待どおりの進展が認められるが、一部に遅れが認められる
B	研究領域の設定目的に照らして研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	研究領域の設定目的に照らして、研究成果が見込まれないため、研究費の減額又は助成の停止が適当である

**<各計画研究>**

評 点	評 価 基 準
○	継続して実施するに値する
△	継続実施を認めるに当たり、研究計画の修正等が必要である
×	研究費の減額又は助成の停止が適当である

「△」又は「×」の評点を付した計画研究、研究経費の査定が必要と思われる計画研究については、主たる根拠、具体的な内容がある場合はその内容を「評価意見」欄に必ず記入すること。

**<計画研究の再評価>**

評 点	評 価 基 準
○	継続実施すべき
×	継続実施すべきでない

## 2 事後評価

### (1) 事後評価の目的

- ① 対象となる研究領域の研究終了時の成果について評価を行うとともに、社会に対して明らかにする。
- ② 当該研究領域の研究成果を基に、更なる発展を目指す目的で、研究終了翌年度以降に新学術領域研究（研究領域提案型）に応募がなされた場合は、当該応募研究課題の審査のための資料として事後評価結果を提供する。

### (2) 事後評価の実施体制

- ① 部会において行う事後評価に係る調査は、各系委員会において行うものとする。
- ② 学術調査官は、事後評価において次に掲げる事項に関与するものとする。
  - ア 部会及び各系委員会に対して事後評価に関する情報を提供すること
  - イ 各系委員会が取りまとめる事後評価の調査結果の原案を作成すること
  - ウ 事後評価の結果が領域代表者に通知された後、領域代表者からの求めに応じて、評価結果の補足情報（個人が特定されるものを除く。）を提供すること
  - エ 各系委員会を進行すること

### (3) 事後評価の時期及び方法等

- ① 事後評価の時期は、研究領域終了年度の翌年度とする。

なお、天災等により、主たる研究の遅れが不可避であった場合において、部会が翌年度に改めて事後評価を行うことが適当であると判断した場合は、評点を付すこと（以下「評定」という。）を保留し、翌年度に再度事後評価を実施できることとする。
- ② 事後評価の方法は、書面評価、ヒアリング及び合議によるものとする。

### (4) 事後評価の進め方

- ① 各系委員会は、事後評価を行う研究領域について、書面評価、ヒアリングを行った後、合議により事後評価の調査結果を決定する。
- ② 部会は、各系委員会の調査結果に基づき、合議により事後評価を決定する。

#### 〔書面評価、ヒアリングの進め方〕

- ① 各系委員会における書面評価、ヒアリングは、事後評価に係る公表用資料（別紙2）、事後評価報告書、領域計画書及び研究計画調書、中間評価結果等をもとに行う。
- ② 各評価者は、「(5)① 評価に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「(5)② 評価基準」により評価を行う。

書面評価は、次のとおり行うこととする。原則として研究領域ごとに選定した2名程度の評価協力者に、評価意見書の作成を依頼する。また、各系委員会は、各系委員会に属する委員のうちから、担当委員を研究領域ごとに2名程度決定し、評価協力者の作成した評価意見書を参考とし、評価コメント票を作成する。

ヒアリングは、次のとおり行うこととする。

ア 実施時期： 9月～10月

イ 説明者： 領域代表者を含め計画研究の研究代表者及び研究分担者から3名以内

ウ 時間配分の目安

時間配分は、以下を目安とするが、質疑応答等のためにやむを得ない場合は、主査の判断により必要な範囲で増減することができる。

(a) 説明者（領域代表者等）からの研究成果等の説明 （事前質問事項に対する回答を含む）	15分	} 30分
(b) 質疑応答	10分	
(c) 審議及びコメントの記載	5分	

#### 〔各系委員会における合議の進め方〕

各系委員会は、ヒアリングを行った研究領域について、次の「(5)① 評価に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、総合的な判断の上、「(5)② 評価基準」により合議を行う。

### (5) 評価に当たっての着目点等

#### ① 評価に当たっての着目点

##### (a) 研究領域の設定目的の達成度

- ・研究領域としての設定目的の達成の度合いはどうか。
- ・研究推進時に生じた問題への対応は適切であったか。
- ・審査結果の所見及び中間評価結果の所見において指摘を受けた事項へ適切な対応が図られていたか。

##### (b) 研究成果

- ・研究領域の設定目的に照らして、研究領域全体で十分な研究成果をあげたか。
- ・研究領域全体の研究成果を効果的に取りまとめているか。
- ・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

##### (c) 研究組織

- ・研究組織は、研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっていたか。また、計画研究と公募研究の調和が保たれていたか。

##### (d) 研究費の使用

- ・購入された設備等は有効に活用されていたか。
- ・その他、研究費は効果的に使用されていたか。

##### (e) 当該学問分野、関連学問分野への貢献度

- ・当該学問分野、関連学問分野への貢献の度合いはどうか。

##### (f) 若手研究者育成への貢献度

- ・研究計画に参画した若手研究者育成への貢献の度合いはどうか。

#### ② 評価基準

評点	評価基準
A +	研究領域の設定目的に照らして、期待以上の成果があった
A	研究領域の設定目的に照らして、期待どおりの成果があった
A -	研究領域の設定目的に照らして、概ね期待どおりの成果があったが、一部に遅れが認められた
B	研究領域の設定目的に照らして、十分ではなかったが一応の成果があった
C	十分な成果があったとは言い難い

### 3 評価結果等の開示

- (1) 中間評価及び事後評価の結果は、各評価者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、各系委員会における調査結果及び所見を領域代表者に通知する。また、部会における所見及び各領域代表者が作成した評価資料を一般に公開する。

(2) 部会における所見及び評価資料を一般に公開するに当たっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮するものとする。

#### 4 「新学術領域研究（研究領域提案型）『生命科学系3分野支援活動』」の評価に関する特例

「新学術領域研究（研究領域提案型）『生命科学系3分野支援活動』」の評価については、別に定めるところによる。

#### 5 「新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』」の評価に関する特例

部会において行う「新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』」の評価に係る調査は、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成21年3月23日研究振興局長決定）に定める学術研究支援基盤形成委員会において行うものとする。当該評価については、別に定めるところにより行うものとする。

#### 6 継続の研究領域に係る新規の計画研究の審査

継続中の研究領域から新たに追加等の申し出があった計画研究を対象とする。

計画研究の審査に当たっては、各系委員会において書面審査、合議により採択候補研究課題を選定し、部会において合議により採択研究課題を決定する。

##### (1) 審査の進め方

各系委員会における採択候補研究課題の選定に当たっては、各評価者が研究計画調書（中間評価の対象研究領域にあっては中間評価報告書とする。）に基づき、「(2) 審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、総合的な判断の上、「(3) 審査基準」により書面による審査を行った後、合議により採択候補研究課題を選定し、応募研究経費については、「(4) 研究経費の査定案」により審査を行う。

##### (2) 審査に当たっての着目点

「1(5)② 各計画研究に係る事項の評価に当たっての着目点」と同一とする。

##### (3) 審査基準

評点	審査基準
○	採択に値するものである
×	採択すべきでない

(注) 審査意見が必要と判断した場合、当該課題の長所と短所を中心に「審査意見」欄に記述すること。

##### (4) 研究経費の査定案

応募研究経費の内容を踏まえ、どの程度の査定が適当であるか評点を付し、「△」の評点を付した課題に対しては、主たる根拠及び具体的な内容（査定率等）を「審査意見」欄に必ず記述すること。

評点	審査基準
無印	応募研究経費と同額にすべきである
△	応募研究経費より減額すべきである